事　務　連　絡
令和７年５月 12 日

（別記団体）　御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入のための
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等への
財政支援について（周知依頼）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和６年 12 月２日より従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、オンライン資格確認等システムを用いた、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用をいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行したところです。また、受領委任の協定又は契約を締結している柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等においては、令和６年 12 月２日よりオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入が原則義務化されております。

患者がマイナ保険証を利用できる環境を整えるため、受領委任の協定又は契約を締結している柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等においてオンライン資格確認ができるよう、オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入支援として、令和７年度も財政支援を継続して行うこととといたしました。補助対象は施術所等におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）に必要な機器の導入費用となります。補助金額等の詳細に関しては別添資料をご確認ください。

補助金の申請は「施術所等向け総合ポータルサイト」から行っていただきます。詳細については、今後、「施術所等向け総合ポータルサイト」等でお知らせする予定ですが、昨年度の申請手続と同様、補助申請の際は領収書が必要となりますので、申請開始までは大切に保管ください。

なお、補助金の申請期限は令和８年１月 15 日です。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただくとともに、貴会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【施術所等向け総合ポータルサイト】
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf

また、令和６年 12 月 23 日より、レセコンを導入している施術所等については、療養費支給申請書等の作成において、オンライン資格確認等システムの資格確認結果をレセコンに連携できる機能（「レセコン連携機能」）がご利用いただけますが、この度、本機能の利用のために必要なレセコン改修費用の一部補助を実施することといたしました。詳細については、今後、「施術所等向け総合ポータルサイト」等でお知らせする予定ですが、補助申請の際は領収書が必要となりますので、申請開始までは大切に保管ください。

貴会員の皆様へあわせて周知いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

参考１：施術所等におけるオンライン資格確認概要
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010175

参考２：オンライン資格確認（資格確認限定型）導入に向けた準備作業の手引き
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010176#appli

参考３：資格確認限定型レセコン連携機能について
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011734

以上

（別記）
公益社団法人　日本柔道整復師会
一般社団法人　全国柔道整復師連合会
全国柔整鍼灸協同組合
協同組合日本接骨師会
全国柔道整復師会
公益社団法人　日本鍼灸師会
公益社団法人　全日本鍼灸マッサージ師会
公益社団法人　日本あん摩マッサージ指圧師会
社会福祉法人　日本視覚障害者団体連合

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

別添

- 施術所等においては、実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前にポータルサイトを通じて利用申請したPCやスマートフォン、タブレットに入れていただき、市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、既存のインターネット回線でマイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能となります。
  これは患者の資格情報のみを確認できる簡素な仕組み：資格確認限定型の仕組みとなります。

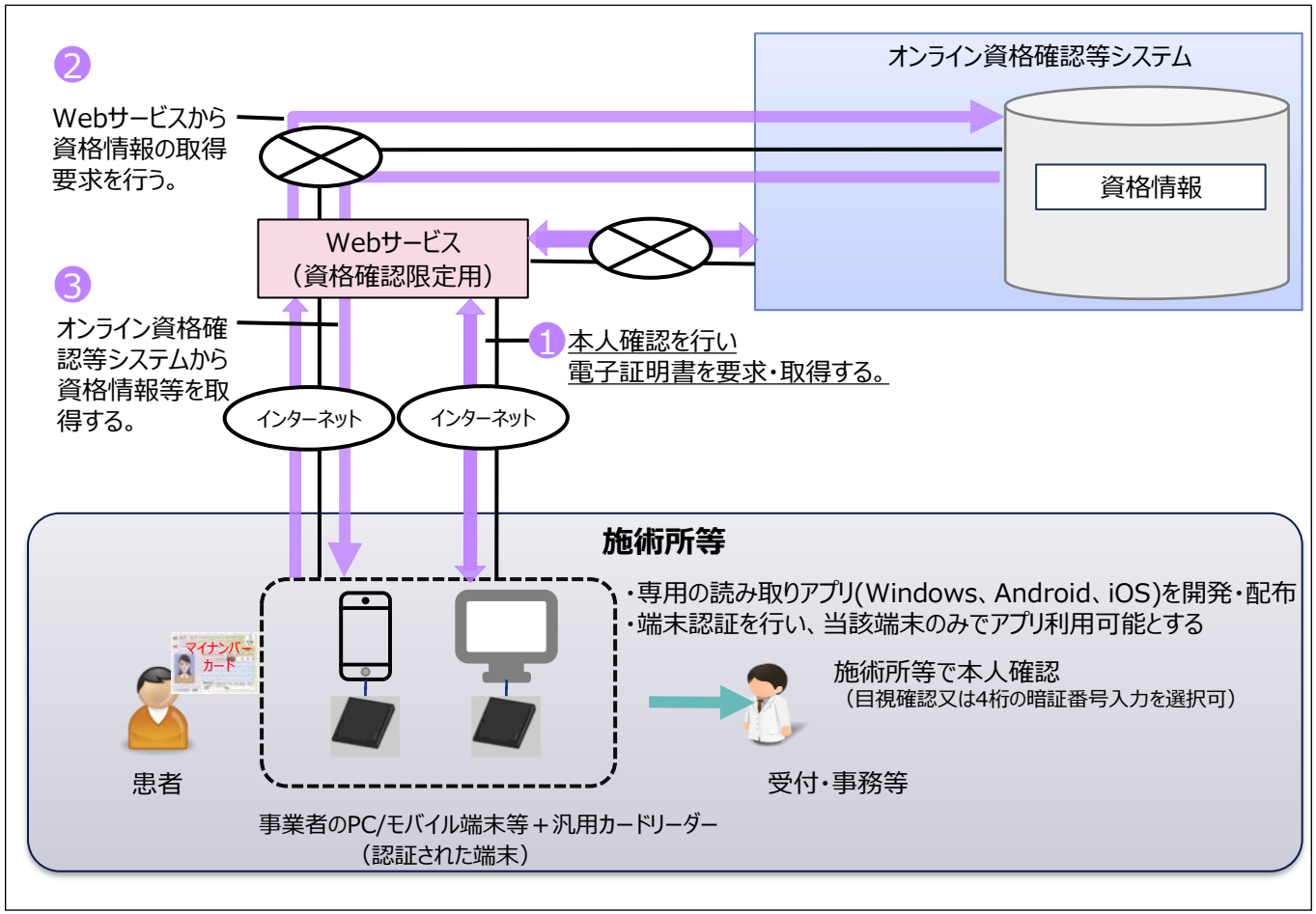

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

１．事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器）の導入を支援する。

※　タブレット・スマホ等のモバイル端末では、汎用カードリーダーがなくても、マイナンバーカードの読み取りが可能

２．補助内容

- 補助額は最大4.1万円（事業費に対し実費補助）

３．補助金の申請期限

- 令和８年１月15日まで

補助を申請するためには、「施術所等向け総合ポータルサイト」にアカウント登録し、領収書等の書類を添付して申請を行う必要がある。